

富良野市学校間連携会議要綱

富良野市学校間連携会議

【目的】

第1条 本会は、学校、教育委員会、保護者・地域との連携を積極的に進めることにより、富良野市公立小中学校の教育環境の充実と発展を図ることを目的とする。

【名称】

第2条 本会は、富良野市学校間連携会議を称する。

【組織】

- 第3条 本会は、富良野市の小中学校に勤務する事務職員をもって組織する。
- 2 必要に応じて事務職員以外の出席を求めることができる。
 - 3 本会に代表（1名）、事務局長（1名）、事務局員（若干名）をおく。
 - 4 役員は全体会議において選出する。
 - 5 代表は学校間連携会議を代表し、会務を掌理する。
 - 6 事務局長は代表を補佐し、事務を処理する。
 - 7 事務局員は事務局長を補佐し、庶務を処理する。
 - 8 本会に部会を次のとおり設け、構成員はいずれかに所属する。
 - (1) 連携部会
 - (2) 財政部会
 - (3) 情報部会

【任期】

第4条 本会の役員の任期は4月から3月までの1年間とする。
ただし、再任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

【会議の開催】

第5条 本会の会議は、富良野市教育委員会教育長が招集する。

【議事運営】

第6条 本会の議事運営は出席者の共通理解と全体合意で行う。

【業務】

第7条 本会は、目的達成のために必要な審議及び調査を行う。

【改正】

第8条 本要綱の改正は、全体会議において、構成員の合意を得なければならない。

附則

この要綱は、2009（平成21）年4月1日から施行する。

2012（平成24）年 2月25日 一部改訂

2014（平成26）年 5月20日 一部改訂